

神戸市保健医療審議会 医療専門分科会 運営要領

平成 13 年 2 月 5 日
専門分科会決定

- (改正 平成 14 年 10 月 21 日)
(改正 平成 23 年 2 月 2 日)
(改正 平成 25 年 4 月 5 日)
(改正 平成 28 年 4 月 1 日)
(改正 平成 28 年 11 月 4 日)

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、神戸市保健医療審議会規則第 8 条第 1 項により設置する医療専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営等に関し、神戸市保健医療審議会運営要綱第 2 条第 6 項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 専門分科会に次の委員会を設置する。

- (1) 災害医療体制等検討委員会
- (2) メディカルコントロール検討委員会
- (3) 病床整備検討委員会
- (4) 認知症疾患医療センター検討委員会

2 1 項の各号に掲げる委員会の所掌事務は別表に掲げるとおりとする。

3 委員会に属すべき委員は分科会長が指名する。

4 委員会に会長を置き、会長は、委員会に属する委員の互選によって定める。

5 会長は、その委員会の会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員会は会長が招集する。

8 委員会は、委員会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(臨時委員)

第 3 条 専門分科会及び委員会には臨時委員を置くことができる。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(副分科会長)

第 5 条 専門分科会に副分科会長を置く。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときまたは分科会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(参与)

第6条 専門分科会及び委員会に参与を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し、必要な事項は、専門分科会にあつては分科会長が、委員会にあつては会長が定める。

別表（第2条関係）

委員会の所掌事務

1. 災害医療体制等検討委員会

「地域災害救急医療マニュアルの策定について」（平成25年4月5日、兵庫県）及び「神戸市地域災害救急医療マニュアル（平成26年3月）」に基づく、関係者との調整に関すること。

2. メディカルコントロール検討委員会

「救急業務の高度化の推進について」（平成13年7月4日、消防庁）及び「病院前救護体制の確立について」（平成13年7月4日、厚生労働省）に基づく、関係者との調整に関すること。

3. 病床整備検討委員会

神戸圏域における病院・診療所開設者の病床整備計画について審査するなど、病床整備の配分等に関すること。

4. 認知症疾患医療センター検討委員会

「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成28年3月31日、老発0331第4号厚生労働省老健局長通知）に規定される認知症疾患医療センターの整備・運営に関すること。